

名古屋市公報

平成30年11月21日

第1284号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼
 発行人 名古屋市総務局法制課長

目

次

ページ

告

示

- 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第645号) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第646号) 4
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第647号) 7
- 生活保護法による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第648号) 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第649号) 9
- 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第650号) 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第651号) 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第652号) 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第653号) 16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更 (健福・保護課) (第654号) 20
- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第655号) 22
- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第656号) 24
- 使用料の徴収事務の委託について (健福・介護保険課) (第657号) 25
- 名古屋市議会定例会の招集について (総務・総務課) (第658号) 26
- 指定障害福祉サービス事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第659号) 27
- 指定障害福祉サービス事業の廃止について (健福・障害者支援課) (第660号) 30
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第661号) 33

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第662号)	35
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第663号)	37
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第664号)	38
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(観光・名古屋城総合事務所)	(第665号)	39

教 育 委 員 会 告 示

○ 瑞穂公園陸上競技場の臨時休場について		(第27号)	41
----------------------	--	--------	----

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始		(第13号)	42
----------------------	--	--------	----

病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程の一部改正		(第25号)	50
------------------------------	--	--------	----

公 告

○ 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧公告	(住都・都市計画課)		51
○ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告	(住都・建築指導課)		53
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)		54

名古屋市告示第 645号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
西川歯科医院	名古屋市港区知多一丁目 806番地	平成30年 7月18日
よつば歯科クリニック	名古屋市守山区脇田町1602番地	平成30年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 646号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋東女性のク リニック	名古屋市東区豊前町 3丁目19番地 の 1	平成30年 8月 1日
医療法人泉玉池在 宅クリニック	名古屋市西区玉池町 212番地	平成30年 5月 1日
おかやま糖尿病・ 甲状腺クリニック	名古屋市昭和区桜山町 6丁目 104 番地の27	平成30年 8月 1日
南山クリニック	名古屋市昭和区上山町 4丁目 1番 地の 2	平成30年 9月19日
きむら泌尿器科ク リニック	名古屋市南区忠次一丁目 1番 6号	平成30年10月 1日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
覚王山かりん薬局	名古屋市千種区覚王山通 9丁目19番地の 8	平成30年10月 1日
さくら薬局名古屋西志賀店	名古屋市北区西志賀町 3丁目42番地	平成30年 9月 1日
スギ薬局比良店	名古屋市西区清里町 379番地	平成30年 9月 1日
トヨミ薬局みなみやま店	名古屋市昭和区上山町 4丁目 1番地の 2	平成30年 9月 1日
ひいらぎ薬局	名古屋市港区小碓二丁目 103番地	平成30年 9月 1日
ハロー薬局忠次店	名古屋市南区忠次一丁目 1番 6号	平成30年10月 1日
あおぞら調剤薬局なるみ店	名古屋市緑区鳴海町字向田 126番地の 2	平成30年10月 1日
ウエルシア薬局名古屋横吹町店	名古屋市緑区横吹町1907番地の17	平成30年 9月 1日
いのこしはら調剤薬局	名古屋市名東区猪子石原一丁目2003番地	平成30年 9月 1日
こぐま薬局	名古屋市名東区石が根町87番地	平成30年10月 1日

3 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

合同会社リバティ ・ライフらくだの みみ訪問看護ステ ーション	名古屋市北区池花町 246番地	平成30年 7月19日
--	-----------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 647号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当
する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ほしがおか薬局	名古屋市千種区井上町 113番地	平成30年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 648号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	やまだクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
	新	名古屋市中区栄四丁目16番36号
変 更 年 月 日	平成30年10月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 649号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	寺田眼科	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
	新	名古屋市中区栄四丁目16番36号
変 更 年 月 日	平成30年10月 1日	

医 療 機 関 名	はたの医院	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
	新	名古屋市中区栄四丁目16番36号
変 更 年 月 日	平成30年10月15日	

医 療 機 関 名	旧	にしほりクリニック
	新	西堀形成外科藤ヶ丘院名古屋東皮ふ・外科クリニック
所 在 地	名古屋市名東区藤が丘 141番地	

変 更 年 月 日	平成30年 6月 8日
-----------	-------------

2 歯科

医 療 機 関 名	伊東歯科	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
	新	名古屋市中区栄四丁目16番36号
変 更 年 月 日	平成30年10月 1日	

医 療 機 関 名	旧	富岡歯科医院
	新	おの歯科
所 在 地	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号	
変 更 年 月 日	平成30年 9月 8日	

3 薬局

医 療 機 関 名	旧	合資会社葵ニコニコ薬局
	新	株式会社葵ニコニコ薬局
所 在 地	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号	
変 更 年 月 日	平成29年12月27日	

医 療 機 関 名	中日処方せん調剤薬局	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
	新	名古屋市中区栄四丁目16番36号
変 更 年 月 日	平成30年10月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ドラッグセイムス守山新城薬局
	新	セイムス守山新城薬局
所 在 地	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号	
変 更 年 月 日	平成30年10月20日	

4 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションこあ	
所 在 地	旧	名古屋市中村区塩池町 3丁目 7番20号
	新	名古屋市中村区稲西町99番地
変 更 年 月 日	平成30年 9月24日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 650号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
高橋医院	名古屋市昭和区円上町 1番30号	平成30年 8月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
西川歯科医院	名古屋市港区知多一丁目 806番地	平成30年 7月18日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 651号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人長谷川眼科	名古屋市千種区清明山二丁目 2 番21号	平成30年 8月20日
名古屋東女性のクリニッ ク	名古屋市東区豊前町 3丁目19番 地の 1	平成30年 8月 1日
玉池在宅クリニック	名古屋市西区玉池町 212番地	平成30年 5月 1日
医療法人松久会松原眼科	名古屋市中村区名駅四丁目 4番 10号	平成30年 9月 1日

おかやま糖尿病・甲状腺 クリニック	名古屋市昭和区桜山町 6丁目 104番地の27	平成30年 8月 1日
----------------------	----------------------------	-------------

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
しが調剤薬局	名古屋市北区西志賀町 3丁目42 番地	平成30年 9月 1日
愛知調剤薬局栄店	名古屋市中区栄四丁目13番19号	平成30年 8月31日
まつぞの薬局	名古屋市瑞穂区弥富通 2丁目 5 番地の 3	平成30年 9月 1日
ひいらぎ薬局	名古屋市港区小碓二丁目 103番 地	平成30年 9月 1日
いのこしはら調剤薬局	名古屋市名東区猪子石原一丁目 2003番地	平成30年 9月 1日

3 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションさ くら	名古屋市西区城西二丁目11番15 号	平成28年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 652号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人格医会可世 木病院	名古屋市中区栄四丁目16番16号	平成30年 9月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
伊勢歯科医院	名古屋市北区金城町 4丁目70番地 の 2	平成30年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 653号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
杉浦鍼灸治療院	名古屋市中村区十王町10番 4号	平成30年 9月12日
杉浦 竜市		
さくらリバーズ治療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	平成30年 9月18日
村上 綾菜		
益気導～鍼灸・あんまマッサージ～	名古屋市南区呼統一丁目13番10号	平成30年 9月 1日

田口 俊之		
鍼・きゅう・按摩マ ッサージこおし小幡 緑地治療院	名古屋市守山区松坂町 234番地の 1	平成30年 9月21日
宮岡 宏至		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
杉浦鍼灸治療院	名古屋市中村区十王町10番 4号	平成30年 9月12日
杉浦 竜市		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
大坪 亜利紗		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
久保 伊代		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
正木 亜実		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
村上 綾菜		

さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
榎本 有南		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
平野 怜那		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
藤本 真也		
益気導～鍼灸・あん まマッサージ～	名古屋市南区呼続一丁目13番10号	平成30年 9月 1日
田口 俊之		
鍼・きゅう・按摩マ ッサージこおし小幡 緑地治療院	名古屋市守山区松坂町 234番地の 1	平成30年 9月21日
宮岡 宏至		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
近藤 弘樹		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
高島 芳慧		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

施 術 者 名		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
大坪 亜利紗		
さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年 9月18日
近藤 弘樹		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 654号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年11月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	成田 大樹
施 術 所 名	株式会社くくるかわさき在宅治療院
所 在 地	旧 名古屋市中川区一色新町一丁目1304番地
	新 名古屋市中川区一色新町一丁目 211番地
変 更 年 月 日	平成30年 9月 1日

2 はり・きゅう

施 術 者 名	石川 豊
施 術 所 名	旧 株式会社さくらリバーズ在宅事業部
	新 さくらリバーズ治療院
所 在 地	旧 名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目12番地の 4
	新 名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年 9月14日

施 術 者 名	細田 栄宏	
施 術 所 名	旧	株式会社さくらリバーズ訪問鍼灸リハビリマッサージ事業部
	新	さくらリバーズ治療院
所 在 地	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地の 1	
変 更 年 月 日	平成30年 9月14日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 655号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年11月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西蟹田1110番、畑、112.00平方メートル
名古屋市港区西蟹田1107番、田、270.00平方メートル
名古屋市港区西蟹田1113番、田、222.00平方メートル
名古屋市港区西蟹田1114番、田、291.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
小塚 卓生 名古屋市港区東蟹田1415番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑又は田として利用
 - (3) 存続期間 平成30年12月 1日から平成33年11月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
7,030.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 240日、農業専従者： 1人、農業補助者： 9人

(3) 農機具の保有状況

トラクター： 1、田植機： 1、耕運機： 1、草刈機： 2

軽トラック： 1、草焼きバーナー： 2、脱穀機： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 656号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年11月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）
名古屋市中区錦三丁目 3番 8号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区福前一丁目 312番、田、1,382.00平方メートル
始め 163筆、田、計113,499.25平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
佐藤 晃 名古屋市港区福前一丁目 313番地
始め64名
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権（農地中間管理権）
 - (2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得
 - (3) 存続期間 平成30年12月28日から平成40年12月27日まで
 - (4) 借賃 10アール当たり 年額 6,000円
 - (5) (4) の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 657号

使用料の徴収事務の委託について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第 5条第 1項第 2号に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

平成30年11月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

施設の名称	相手方
名古屋市清風荘	名古屋市昭和区紅梅町 3丁目 3番地 社会福祉法人なごや福祉施設協会
名古屋市安田荘	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番地の20 社会福祉法人愛生福祉会

2 委託期間

平成31年 4月 1日から平成41年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第658号

名古屋市議会定例会の招集について

平成30年11月21日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

平成30年11月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 659号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年11月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
有限会社猫嫁在宅 福祉総合サポート センターひだまり 名古屋市昭和区楽 園町 118番地の21	在宅福祉総合サポ ートセンターひだ まり 名古屋市昭和区妙 見町63番地	同行援護	2310100181	平成30年 11月 1日
株式会社やさしい 手南陽 名古屋市港区畑中 二丁目1110番地	やさしい手南陽中 村訪問介護事業所 名古屋市中村区上 石川町 4丁目11番 地	居宅介護 重度訪問介護	2310101312	平成30年 11月 1日
株式会社MMサポ ート 名古屋市瑞穂区大 喜町 6丁目10番地	生活介護くろーば ー 名古屋市西区比良 一丁目 127番地	生活介護	2310201260	平成30年 11月 1日
特定非営利活動法	生活介護事業所な	生活介護	2311100586	平成30年

人たんぽぽ 名古屋市熱田区旗 屋二丁目 1番 1号	ずな 名古屋市熱田区旗 屋二丁目 1番 1号			11月 1日
合同会社エムエス アイ 名古屋市中村区岩 塚町字小池 1番地 の12	訪問介護本舗ハー トネット 名古屋市港区港北 町 3丁目19番地	居宅介護 重度訪問介護	2311200832	平成30年 11月 1日
G A R O株式会社 名古屋市瑞穂区西 ノ割町 2丁目32番 地の 1	訪問介護ステーシ ョンG A R O瑞穂 名古屋市瑞穂区西 ノ割町 2丁目32番 地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2311400630	平成30年 11月 1日
株式会社ベストサ ポート 愛知県刈谷市一ツ 木町三丁目 4番地 8	ほっぷ 名古屋市緑区大高 町字西丸根16番地 の 1	就労継続支援 B型	2318501356	平成30年 11月 1日
特定非営利活動法 人くらし応援ネッ トワーク 名古屋市熱田区金 山町一丁目 8番13 号	L i T a E n 名古屋市中川区八 家町 2丁目 115番 地の 2	共同生活援助	2321300218	平成30年 11月 1日
合同会社P H I L O X 名古屋市名東区社 台三丁目 110番地	グループホームね むの木 名古屋市昭和区御 器所三丁目 9番 6 号	共同生活援助	2326200058	平成30年 11月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 660号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年11月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社オリーブ 名古屋市中川区十 番町 6丁目 2番地	オリーブ居宅介護 事業所 名古屋市中川区十 番町 6丁目 2番地	同行援護	2311300442	平成30年 10月 3日
株式会社エントリ ー 名古屋市中川区四 女子町 4丁目40番 地	訪問介護事業所え んの里本店 名古屋市中川区四 女子町 4丁目40番 地	同行援護	2311200741	平成30年 10月 4日
株式会社エクセレ ント 名古屋市中種区豊 年町14番13号	ケアサービスグッ ドライブ 名古屋市中種区東 山通 2丁目14番地 の 1	同行援護	2317100994	平成30年 10月 5日
株式会社 B I G S	訪問介護ビッグス	同行援護	2318001043	平成30年

M I L E 名古屋市名東区朝 日が丘 101番地	マイル 名古屋市名東区朝 日が丘 101番地			10月 5日
株式会社大志 名古屋市南区元柴 田東町 4丁目83番 地	アイリスけあサー ビス 名古屋市南区元柴 田東町 4丁目83番 地	同行援護	2318100985	平成30年 10月 5日
株式会社浚洗工業 名古屋市名東区高 柳町 219番地	快適ライフくすの き訪問介護事業所 名古屋市北区若鶴 町 306番地	同行援護	2317301311	平成30年 10月10日
株式会社ウェルフ ェア・ワークス 名古屋市中区栄五 丁目12番24号	ひまわりネットワ ーク名古屋 名古屋市千種区高 見二丁目 4番 7号	就労継続支援 A型	2317100937	平成30年 10月26日
株式会社トラシア 名古屋市中村区黄 金通 2丁目50番地	あいわ黄金ヘルパ ーステーション 名古屋市中村区黄 金通 2丁目50番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310101270	平成30年 10月31日
特定非営利活動法 人ライフステーシ ョン・あいち 名古屋市北区柳原 四丁目 2番 2号	ライフステーショ ン+ 名古屋市北区柳原 四丁目 2番 2号	就労移行支援	2317300230	平成30年 10月31日
社会福祉法人みな と福祉会 名古屋市港区入場 一丁目 114番地の 1	ホームあしたの家 名古屋市港区七反 野一丁目1828番地 の 1	共同生活援助	2321200103	平成30年 10月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 661号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年11月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

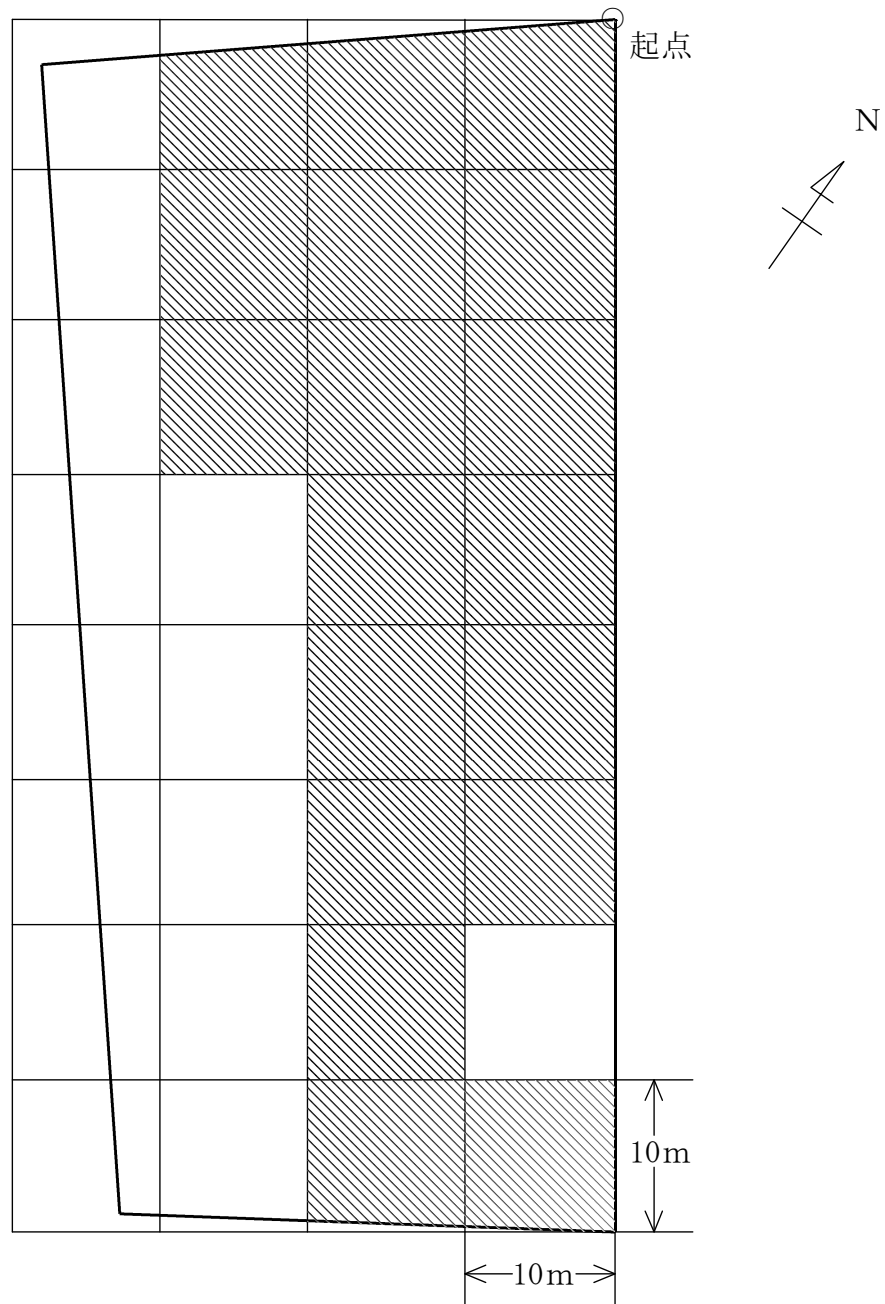
名古屋市港区港陽一丁目 105番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

港区港陽一丁目 105番 1



凡例

-  : 調査対象地（筆の全部）
-  : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 662号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年11月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 644号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）

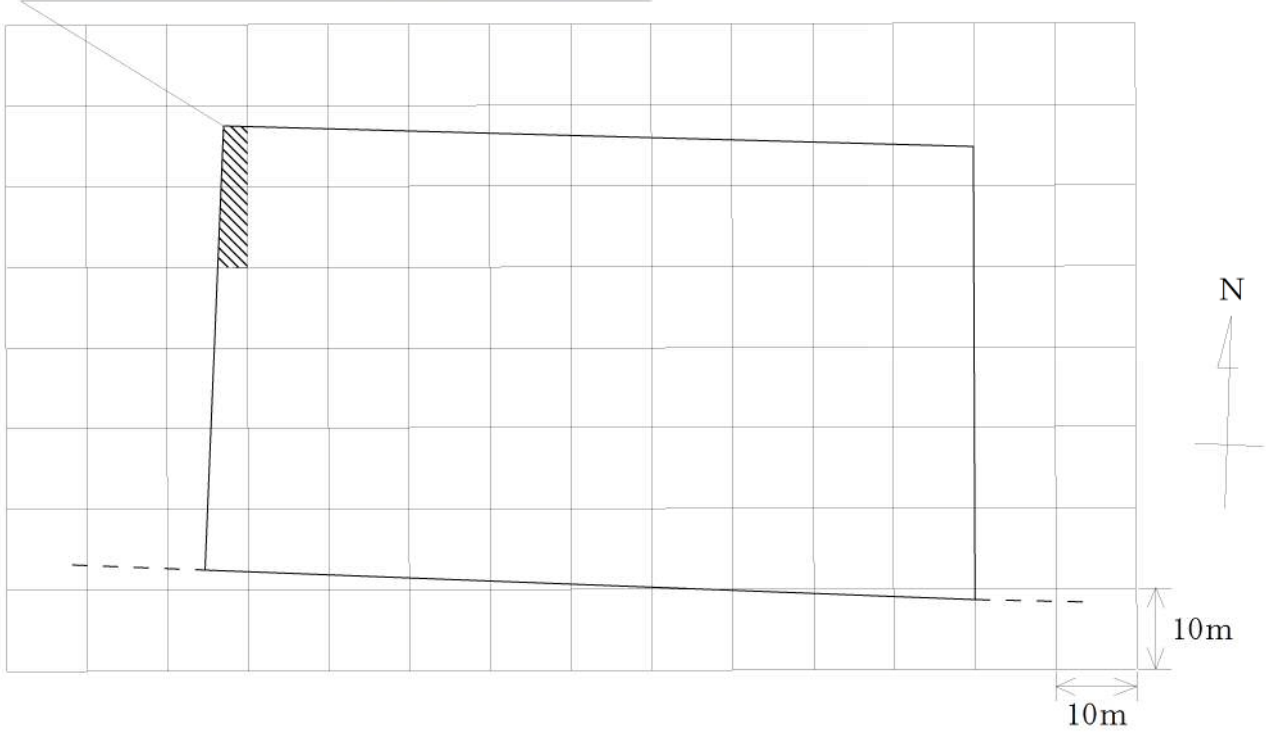
3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

瑞穂区須田町 209番 5

X座標：-95931.856、Y座標：-22805.776



凡例

□：調査対象地

---：筆の境界

▨：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 663 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年11月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

梅森坂西地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区梅森坂西二丁目 303 番 1	平成30年10月19日
名古屋市名東区梅森坂西二丁目 303 番 3	平成30年10月19日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時まででは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 664 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年11月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

御器所三丁目天池・御所・洲原 3 番地区

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市昭和区御器所三丁目 913 番	平成30年10月24日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 665号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成30年11月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

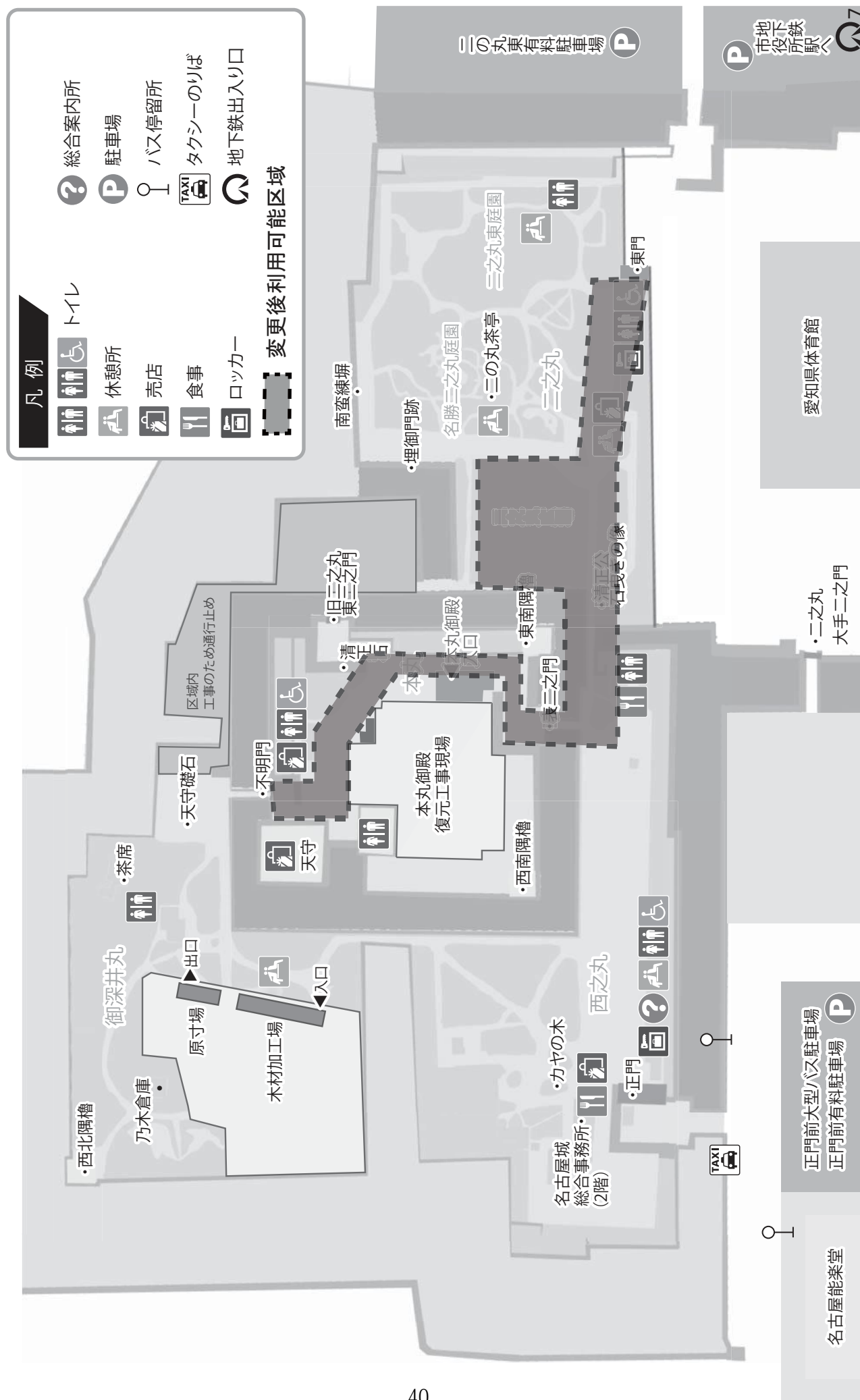
平成30年12月 1日から同月16日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 4時30分まで及び午後 6時から午後 8時30分まで」とします。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更時間のうち午後 6時から午後 8時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(別図) 変更後利用区域図



名古屋市教育委員会告示第27号

瑞穂公園陸上競技場の臨時休場について

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第 9号）
第 2条第 3項の規定に基づき、瑞穂公園陸上競技場を平成30年12月10日から平成31年 3月 7日まで臨時休場します。

平成30年11月16日

名古屋市教育委員会委員長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市上下水道局告示第13号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年11月16日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月15日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

平成30年12月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
千種区	光が丘一丁目		一 部	北区名城一丁目 名古屋市上下水道局 名城水処理センター
守山区	大森八龍二丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	上 志 段 味	蟻塚 安川原 川原 西浦	〃	〃
	吉 根	長廻間	〃	〃
	更 屋 敷		〃	〃
	瀬古東一丁目		〃	〃

	竜泉寺二丁目		〃	〃
--	--------	--	---	---

3 供用を開始する排水施設の位置

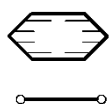
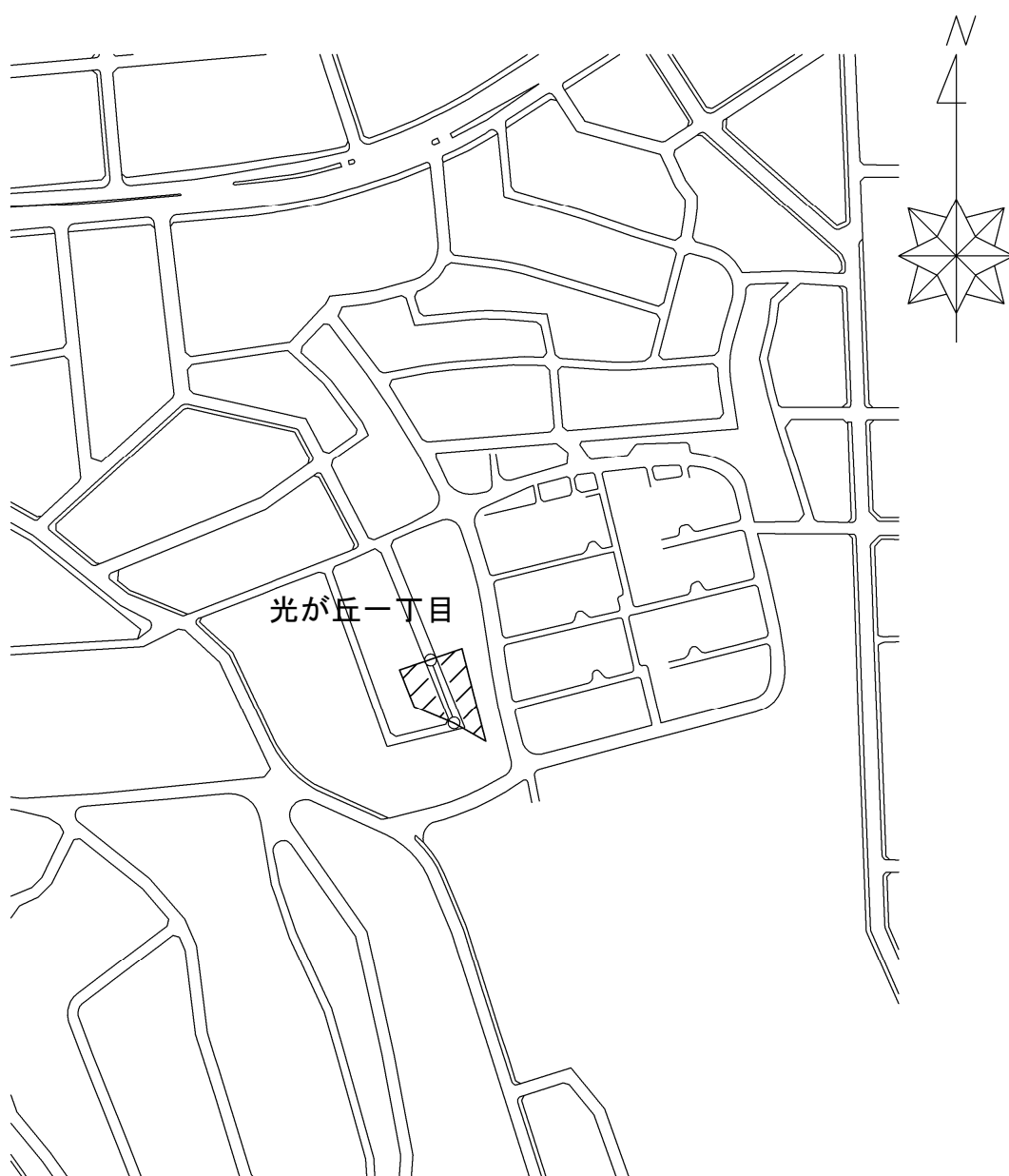
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	守山区（瀬古東一丁目）
分流式	千種区 守山区（瀬古東一丁目を除く。）

排水施設の位置図

千種区（分流式）

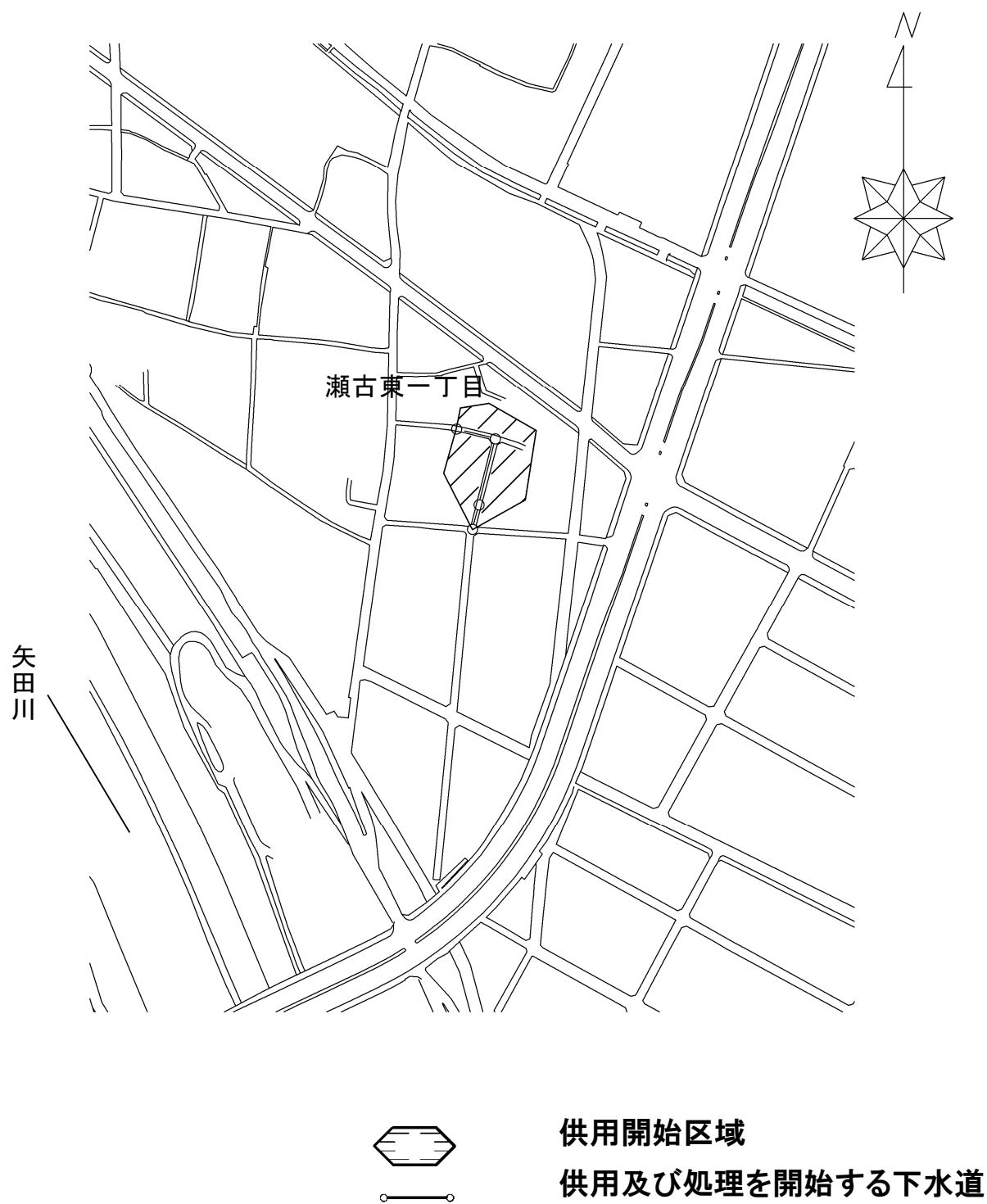


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

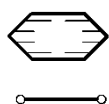
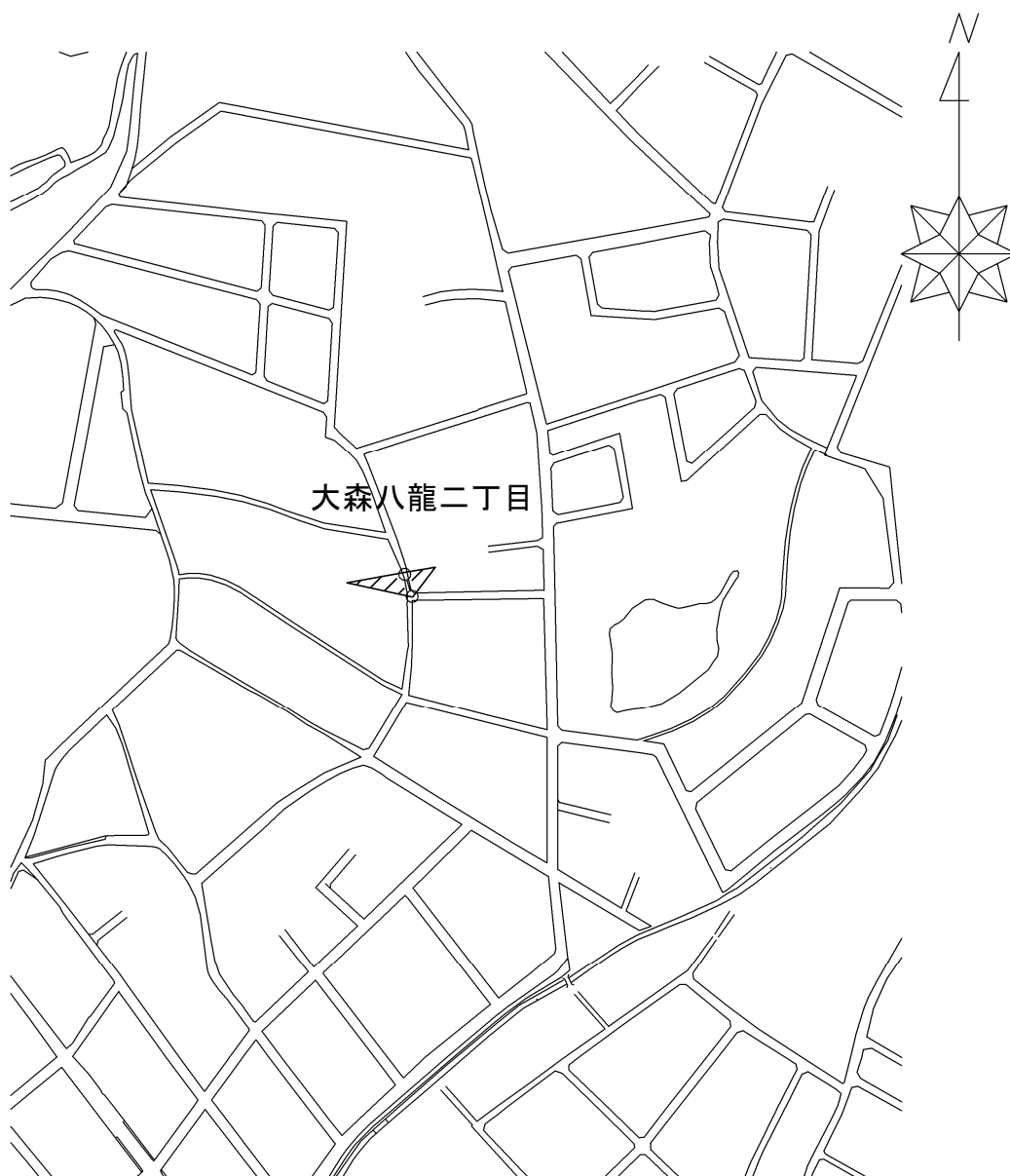
排水施設の位置図

守山区（合流式）



排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

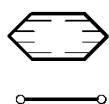
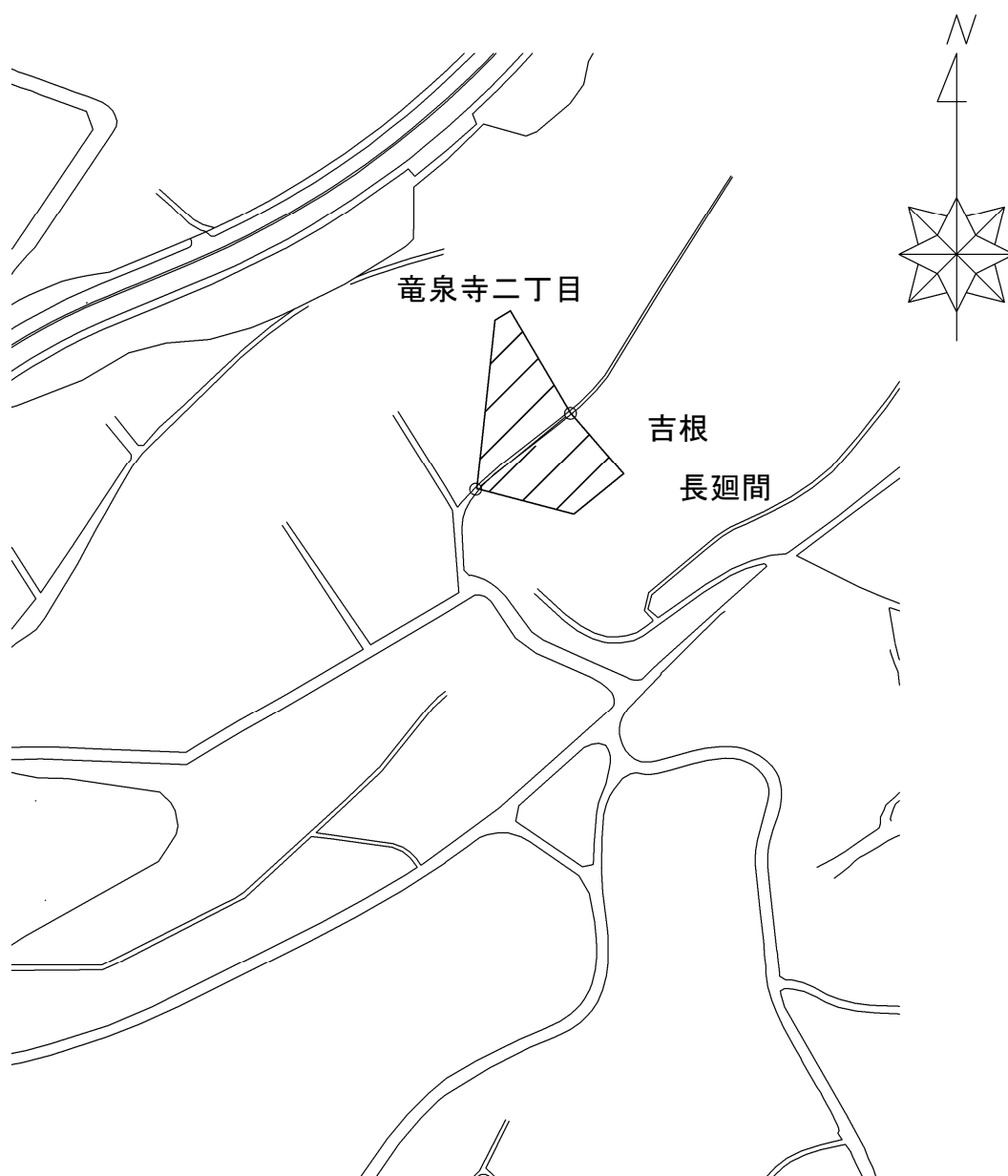
排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2



排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 3

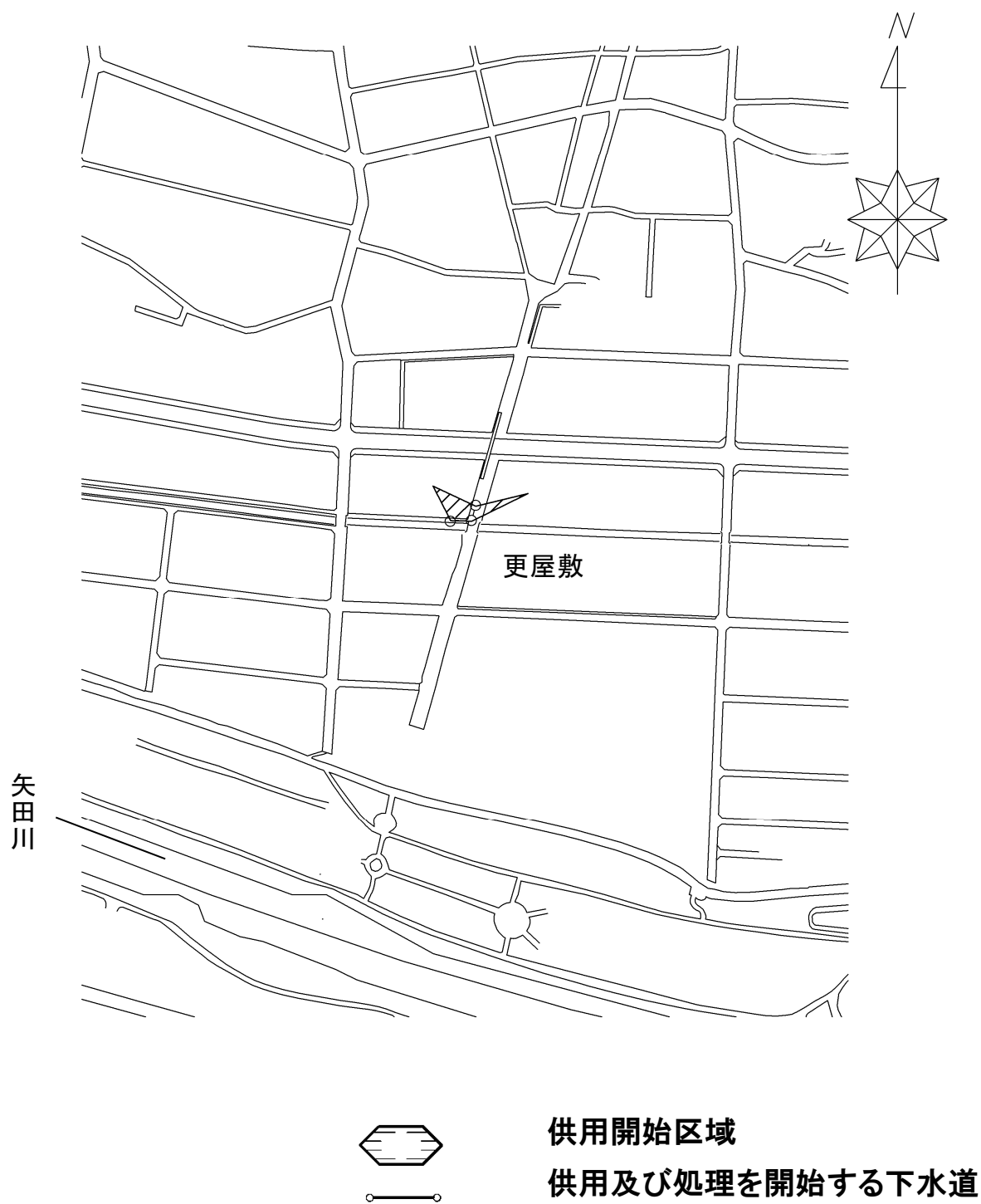


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 4



名古屋市病院局管理規程第25号

名古屋市病院局職員の宿日直手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月16日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 5条第 4項中「又は宿直勤務」を「、宿直勤務、日直に相当する勤務又は宿直勤務に相当する勤務」に改め、同条に次の 1項を加える。

5 第 1項の規定は、東部医療センターに勤務する医師（管理職手当が支給される医師に限る。）に対する宿日直手当について準用する。この場合において、同項中「宿直勤務」とあるのは「宿直勤務に相当する勤務」と、「日直勤務」とあるのは「日直勤務に相当する勤務」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、平成30年10月 1日から適用する。

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧 公告

次の都市計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、愛知県知事の縦覧の公告がありましたので、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第 9の19の項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに愛知県に対し、意見書を提出することができます。

平成30年11月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町並びに海部郡大治町、蟹江町及び飛島村の区域（地先公有水面を含む。）

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年11月13日から同月27日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として建築される建築物を、一の敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年11月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市瑞穂区神穂町606番、607番、608番、609番、610番及び611番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年11月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成30年11月20日（火）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第85号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第86号議案 農地法第 5条の規定による所有権移転許可申請について

第87号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第88号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第89号議案 遊休農地の認定について

名古屋市農業委員会事務局農政課